

平成28年10月19日

「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」の検討状況  
について

農林水産省経営局  
法務省入国管理局  
厚生労働省職業安定局

1 農林水産省提案スキーム（案）

（1）外国人材の受入機関

農業は季節、地域、作物等の違いにより農繁期が異なることから、個々の農業経営体の労働力需要に対応する外国人材の供給調整を労働者派遣事業者が行う。

（2）農業経営体の受入れ方法

農業経営体の指揮命令の下、外国人材の能力の十分な発揮を期待する観点から、労働者派遣事業者が帰国までの期間雇用し、個々の農業経営体に外国人材を派遣する。（労働者派遣事業の導入により、複数の農業経営体での就労を可能とする仕組み。）

（3）管理監督等の体制

本スキーム（案）が継続的、かつ、適正に運用されるため、国の機関や地方自治体を構成員とする協議会を組織し、構成員の役割分担の下で、労働者派遣事業者及び農業経営体を管理監督するとともに、外国人材の保護等を行う。

## 2 3省による検討における主な課題

### (1) 外国人材受入れに当たっての理念等の整理

- ・ 人手不足だからということではなく、農業の成長産業化のために必要な人材を確保するという観点での受入れとする。(3省共通認識)

#### 《検討課題》

- ・ 理念、その示し方、理念に合った外国人材の確保等
- ・ 受け入れる外国人材の具体的な技能レベルの整理

### (2) 雇用管理

- ・ 現場の実態及びニーズに即したものであり、かつ、外国人材の人権及び待遇が適切に確保される管理体制を構築することが必要

#### 《検討課題》

- ・ 受入機関の要件
- ・ 農業経営体との間の契約形態

※ 労働者派遣制度を活用する場合は、労働者派遣法に則った適切な対応が必要。また、請負契約による受入れの場合についても、その趣旨を踏まえた適正な制度設計が必要

- ・ 労働条件の確保（賃金水準、労働時間等）
- ・ 失踪による不法就労等の対策（特区外・農業外への外国人材の流出防止に向けた労働条件等の整備）

### (3) 管理監督体制下の監査・立入等

- ・ 農業分野の特性を踏まえ、特区において適切な就労環境を管理・監督できる体制の確保が必要

#### 《検討課題》

- ・ 協議会の役割分担、地方自治体の関与等具体的な整理が必要